資料２

**刑法改正に伴う大阪府青少年健全育成条例の一部改正について**

＜刑法改正（平成29年７月13日施行）＞

●「第178条の２」集団強姦等が削除

●「第179条」監護者わいせつ及び監護者性交等の新設

　　　　18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があること

　　　に乗じてわいせつな行為をした者は、第176条の例による。

　　２　18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があること

に乗じて性交等をした者は、第177条の例による。

＜必要となってくる条例改正の箇所＞

**●第39条（子どもの性的虐待の記録）の対象となる刑罰行為**

　　児童ポルノ法では児童ポルノを見る側の価値判断から定義しているため、児童に対する性的虐待を記録したものでありながら、児童ポルノに該当しない場合があり、被写体となる子どもを守るという観点からは不十分との認識から、刑罰法令に触れる行為等にかかる記録物を「子どもの性的虐待の記録」と定義し、それらを製造、販売、所持しない努力義務を規定

**第39条**　事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の

全部又は一部を視覚により認識することができる方法により描写した写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体その他の物（以下「子どもの性的

虐待の記録」という。）を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

1. 刑法（明治40年法律第45号）第176条から**第179条**~~第178条の２~~までの規定に該当する行為

（２）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第１項第６号に掲げる行為

（３）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第２条第

２項に規定する児童買春

（４）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条第２号に掲げる行為及び同法

第３条の虐待

（５）第34条各号に掲げる行為

（６）13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

（７）13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

２　何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければならない。

＜条例改正の施行日＞

改正刑法が７月13日に施行されており、本条例改正については直近の府議会に上程する必要があるため、H29.9月議会に上程し、公布日を施行日とする。